

# 評定要領の見直しの概要

## ◎見直し対象項目

- 講習会等参加実績（CPDS、CPD）【5年間】
- 建設業労働災害防止協会の活動実績【2年間】
- 不当要求防止責任者講習の受講実績【2年間】

## ◎見直しの内容

現行の基準日(令和2年8月31日)

**【基準日を追加】**

追加する基準日(令和2年3月31日)

## ◎等級格付における講習会等参加実績（CPDS、CPD）の例

○現行の基準日（令和2年8月31日）から過去5年間の期間

H27.9.1



+

○追加する基準日（令和2年3月31日）から過去5年間の期間

H27.4.1



◎申請者ごとにいずれかの基準日を選択して申請することが可能。

◎なお、この見直しはR3・4年度入札参加資格審査のみの措置とする。